

(11)レファレンス事務処理基準

平成18年12月18日決裁

1. レファレンスの範囲

- ① 館の利用案内
- ② 資料の所蔵調査
- ③ 資料の所蔵機関の紹介
- ④ 資料の書誌的事項の調査
- ⑤ 参考図書等を利用して行なう簡易な事実調査
- ⑥ 資料の検索方法に係る援助
- ⑦ 特定主題に関する資料の紹介
- ⑧ 適切な回答が得られる機関等の紹介

2. 回答を行わない事項

- ① 古書、古文書、美術品等の鑑定及び市場価格の調査
- ② 学習課題や計算問題の解答、論文の作成
- ③ 懸賞問題に類する調査、解答
- ④ 人生案内、身上相談、医療相談又は法律・税務相談
- ⑤ 文献の解説、翻訳、注釈、又は抜粋の作成並びに係図等の作成
- ⑥ 仮定又は将来の予測に属する問題で推理、推論を求められる調査
- ⑦ 個人のプライバシーに関する調査

3. 回答を断ることが出来る事項

- ① 著しく経費又は時間を要する調査
- ② 調査、研究の代行
- ③ 合理的な検索手段の無いものに係る調査
- ④ 他のレファレンス業務に支障を及ぼす恐れがあると認められる調査

4. 県立図書館等との連携

- ① 必要に応じて、県立図書館、国立国会図書館等への協力を求める

5. その他

- ① 回答に時間を要する場合は、レファレンス質問受付票により受付する。
- ② この基準に定める事項以外の調査において、疑義が生じた場合は図書館長の判断によるものとする。

6. 適用期日

この基準は、平成19年1月4日から適用する。